

鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス）混合生ワクチン

平成17年6月30日（告示第1161号）新規追加

平成26年11月6日（告示第1555号）一部改正

動生剤基準の鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス）混合生ワクチンの3.4.3、3.4.4、3.4.5、3.4.6（迷入ウイルス否定試験法2.1及び2.2.2を除く。）及び3.4.7に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。